

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長 殿

宮城県保健福祉部長



大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部改正について（通知）

本県の大麻取締行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり令和6年12月18日付け宮城県条例第79号により、大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例が公布されたので、承知願います。

なお、改正の趣旨及び改正の主な内容は下記のとおりです。

記

1 改正の趣旨

令和5年12月13日付けで大麻取締法及び麻薬及び向精神薬の一部を改正する法律（令和5年法律第84号、以下「改正法」という。）が公布されたことに伴い、大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第58号）について所要の改正を行うもの。

なお、この法律は公布の日から1年以内及び2年以内と2段階で施行されるが、今回の条例改正は、このうち第2段階施行に対応するもの。

2 改正の主な内容

（1）大麻草採取栽培者について以下のとおり区分されるため、都道府県知事免許となる第一種大麻草採取栽培者の免許申請に係る文言を整理・修正する。

①第一種大麻草採取栽培者

都道府県知事免許、免許期間3年、大麻草の製品の原料とする場合

②第二種大麻草採取栽培者

厚生労働大臣免許、免許期間1年、医薬品の原料とする場合

（2）第一種大麻草採取栽培者免許の手数料を、22,000円とする。

3 施行年月日

令和7年3月1日

担当：薬務課 監視麻薬班 青木
TEL:022-211-2653
FAX:022-211-2490
E-mail:yakumu-k@pref.miyagi.lg.jp

宮城県公報

行 宮 城 県
 (総務部県政情報・文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 一

○刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (同) 一

○手数料条例の一部を改正する条例(二件) (県政情報・文書課) 三三

○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 三三

○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (県警本部運転免許課) 六一

○地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 (税務課) 六四

○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同) 六四

○ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課) 六五

○母子・父子福祉センター条例の一部を改正する条例 (食と暮らしの安全推進課) 六五

○大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (子ども・家庭支援課) 六六

○建築基準条例の一部を改正する条例 (薬務課) 六六

○建築基準条例の一部を改正する条例 (建築宅地課) 六七

条 例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(以下「新条例」という。)第四条の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万千五百円」を「五万千六百円」に改め、同項第三号中「五万四千四百円」を「五万四千八百円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百

この条例は、公布の日から施行する。

母子・父子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十八号

母子・父子福祉センター条例の一部を改正する条例

母子・父子福祉センター条例(平成十七年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。
第四条中「行わせる」の下に「ことができる」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第六条及び第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、知事の承認を受けて」と、第八条から第十条まで及び第十一条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

第六条中「(宿泊室を除く。)」を削り、同条ただし書中「指定管理者」を「知事」に改め、「知事の承認を受けて」を削る。

第七条ただし書中「指定管理者」を「知事」に改め、「知事の承認を受けて」を削る。
第八条中「指定管理者」を「知事」に改める。

第九条第一項中「指定管理者」を「知事」に改め、同項に後段として次のように加える。
許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

第九条第二項第六号、第十条及び第十一条第一項中「指定管理者」を「知事」に改める。
別表中第五号及び第六号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十九号

大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例

大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までを削り、同条第四号中「目的及び」を削り、同条を同条第一号とし、同条第五号を同条第二号とする。

第三条から第八条までを次のように改める。

(登録事項の変更の届出)

第三条 法第六条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由
- 四 変更の年月日

(免許証の再交付の申請)

第四条 第一種大麻草採取栽培者は、第一種大麻草採取栽培者免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をする者は、免許証を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の年月日

(免許証の再交付の申請)

第五条 法第七条第三項の規定による申請をする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 毀損又は亡失の年月日

(免許証の返納の届出)

第六条 法第七条第四項又は第五項の規定により免許証を返納する者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 返納の理由
- 三 返納の事由が生じた年月日

(持出しの許可)

第七条 法第十一条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 持ち出そうとする大麻の栽培地の所在地並びに品名及び数量
- 三 持出し先の名称及び所在地
- 四 持出しの理由
- 五 持出しを行う年月日

(廃棄の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 大麻の栽培地及び大麻を取り扱う事務所所在地
- 三 廃棄の場所及び方法
- 四 廃棄の理由
- 五 廃棄の年月日

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 大麻の栽培地及び大麻を取り扱う事務所所在地
- 三 廃棄の場所
- 四 廃棄の理由
- 五 廃棄の年月日

第十条を第十一條とする。

第九条第一項第一号中「七千八百円」を「二万二千元」に改め、同項第三号中「第七条第一項」を「第四条第一項」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(譲渡の届出)

第九条 法第十二条の八第三項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 譲渡人の氏名又は名称及び住所

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において免許を受けている改正前の第七条に規定する大麻草採取栽培者については、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例(昭和三十五年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中

二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万円
---------------------------	-----

を

二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	三万円
三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万九千円

に改め、同条に次の二項を加える。

6 第一項の場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。)(第十一条第一項の規定による特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第二条第一項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。)をしようとする者からは、第一項の手数料のほか、次の表の上欄に掲げる建築物の用途及び同表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数を徴収するものとする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合において、増加する部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときは、この限りでない。

建築物の用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	二百平方メートル以内のもの	一万六千四百円